

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/ PCDS(太平洋軍備撤廃運動)  
Pacific Campaign for Disarmament and Security  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@jca.ax.apc.org  
<http://www.jca.ax.apc.org/peacedepot/>

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号：00280-0-38075 加入者名：平和資料協同組合

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

83 98/12/15

¥200

ついに出たカナダ議会委員会の報告

## 慎重だが画期的な15の勧告

### 2年越しの核兵器政策の見直し

12月10日、カナダ下院外務・貿易常設委員会は、待望の核兵器政策の見直しの報告書を提出した。アスクワージー外務大臣が要請し、2年以上の歳月を要した。カナダの外交上の制約のもとで、直接とるべき行動については慎重な表現が使われているが、核兵器の廃絶に向けて並々ならぬ決意を表明した歴史的文書である。報告書の結論は、新アジェンダ連合との協力や核兵器廃棄のための交渉の開始の奨励など15項目の勧告としてまとめられている。

核軍事同盟であるNATO(北大西洋条約機構)の一員であり、NORAD(北米宇宙防衛司令部)のパートナーとして米国と密接な核戦争体制を維持してきた米国の隣国カナダが、その核兵器政策の見直しを開始したことは、目を見張るべき出来事であり、本誌は当初から読者に注意を喚起してきた。(本誌36・37号、38号、40号43号、53号、63・64号)

1996年の秋、ロイド・アスクワージー外務大臣が、カナダ下院外務・貿易常設委員会に核兵器政策の見直しを命じたもっとも大きな動機は、国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見(96.7.8)であった。また、オーストラリア政府が核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会報告を出したことも一因となった。97年2月に総選挙があって中断され継続が心配であった

が、再開され、98年12月10日に待望の報告書が政府に対して提出された。

勧告を受けた政府は、120日以内に文書で包括的な回答をしなければならない。

#### ■報告と勧告

報告の正式のタイトルは「カナダと核の挑戦:21世紀のために核兵器の政治的価値を下げる」である。約100ページのもので、カナダ議会のホームページ(<http://www.parl.gc.ca/InfoComDoc/36/1/FAIT/Studies/Reports/faitrp07-e.htm>)で全文を見ることができる。目次を2ページに掲載す

る。章や節の最後に、そこに論じたことに関して政府への勧告が記載されている。15項目にわたる勧告の全文を4~5ページに訳出した。

与党である自由党のほかに、ケベック連合、新民主党、進歩保守党の3党が報告書に無条件支持を表明した。97年総選挙では、これら4党で約80%の国民の支持を得ている。下院野党である改革党は、報告書に反対し「少数意見」を提出した。しかし、改革党は勧告のいずれにも具体的に反対せず、「報告の全般的な結論に反対」したに過ぎない。

米口が未臨界核実験

### 米、弾頭プルトニウム初めて使用

ロシアは12月8日、北極海のノバヤゼミリヤ島で未臨界核実験を実施した。原子力省高官は、実験の目的は備蓄核兵器の信頼性改善と、専門家たちの技術の研鑽にある、と語った。ロシアは、年内にもう一回、同様の実験を予定している。

一方、米国は12月11日、ネバダ地下核実験場で5回目の未臨界核実験(コードネーム「シマロン」)を実施した。当初9日

の予定が、計測機の故障で延期された。

過去4回の実験では、備蓄プルトニウムが使用されたが、今回は、実際の核弾頭からとり出されたものが使われたと報道されている。そのため、使用プルトニウムの量や形状、高性能火薬の量が今回は非公開とされた。米エネルギー省は、来年10月までにさらに4回の未臨界実験をする予定であると、報道されている。

カナダ下院外務・貿易常設委  
核政策見直し  
勧告全訳  
4~5ページ

## ■評価

報告書は、原則から具体的な勧告までしっかりと構成されており、きわめて野心的で包括的である。カナダこそが核兵器廃絶のための世界的なリーダーシップをとるべき国であると、誇りをもって語っている。米国ともっとも近く、多くの価値観を共有している国が、核兵器についてこのような公的文書を作成したことに喝采を送り、心から敬意を表したい。結論の最後の部分は、こう述べている。

「技術的な諸問題があることはまちがないが、核兵器の禁止に向かうときに遭遇する困難は、基本的には政治的、道徳的なものである。人類に覆いかぶさっている核の脅威をついに終わらせるための指導的な役割を演じるのに、カナダはビジョンも、能力も、信頼度も有していると本委員会は確信する。3千年期に入るわれわれの目標は、すべての人間にとてより安全で、よりよい世界である。これほど重要な外交政策上の義務はほかにない。」

もう一つ重要なことは、この報告書にはNGOなど市民社会とともに、外交政策を実行してゆく姿勢が貫かれていることである。作成過程でNGOや市民からの意見聴取が行われた。勧告においても「一般市民や議員に進展を知らせつづけることによって将来の合意形成の基礎をつくる(勧告2)」「核兵器のもつている人道上、環境上、経済的コストについて、一般市民からの意見表明を奨励したり、一般市民に知らせたりしなければならない(勧告3)」などが、述べられている。

また、報告書は、民生核技術輸出国としてカナダが抱えている内部矛盾についても、多くの問題を残してはいるが、踏み込んだものとなっている。

## ■注目すべき勧告

勧告の具体的な内容でまず注目すべきことは、基本原則として「核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために、カナダは一貫して働く」と述べ、外交政策全般のなかで核軍縮への一貫した努力を求めていくことである。これは、NATOが核兵器に「最後の手段」としての価値を与えていたことを、変更するようカナダが行動しなければならないことを意味する。NORDに関しても同様である。

## 「カナダと核の挑戦：21世紀のために核兵器の政治的価値を下げる」

外務・貿易常設委員会の報告(1998.12)

委員長：ビル・グレアム議員

### もくじ

#### 委員長の序文

#### 第1章：核兵器の挑戦

核兵器と国際的な安全保障

賭金を上げる

核兵器の政治的価値を下げる

カナダ流を追求する

民生核技術の国内のジレンマ

#### 第2章：核兵器能力国

米国とロシア

米国

ロシア

英国、フランス、中国

インド、イスラエル、パキスタン

#### 第3章：核およびその他の大量破壊兵器

の拡散防止

大量破壊兵器

核不拡散体制

#### 第4章：NATOと核兵器

地域的安全保障と世界的安全保障

冷戦時代の核政策

冷戦後の核政策の経過

新しいNATO

同盟核の再検討

変化すべき問題

戦略概念の更新

#### 第5章：結論——核兵器禁止への道

##### 勧告のリスト

##### 政府への回答の要請

##### 不同意の意見——改革党

付録A リー・バトラー米空軍大将(退役)から

の手紙/付録B 核不拡散条約(1968)/

付録C 証言リスト/付録D ワシントンDCお

よびニューヨークにおける会議/付録E 意見提出リスト

また、現在の核軍縮の停滞について「NATO同盟国や新アジェンダ連合諸国のような国々と協力して、核軍縮の過程を前進させる努力を強化」し、「核兵器の廃棄に導くような交渉の開始とその締結を、核兵器国が明確に誓約するよう」要求することをカナダ政府に求めている(勧告3)。新アジェンダ連合支持を名指しで表現していることは注目に値する。

また、警戒態勢の解除(勧告5)、核軍縮条約の要求に対する支持(勧告14)が述べられていることにも注目したい。核軍縮条約は、文意から核兵器禁止条約(NWC)と同様なものを意味していると考えられる。

いっぽうで、NATOについて慎重な議論が目立つ。それは、NATOの一員に留

まりつけ、「内から変える」という基本的立場が採択されているからである。NATOに関する勧告は「NATOの同盟戦略概念についての現在の再検討や必要な更新は、核問題を含むべきである(勧告15)」という抽象的な表現に止まっている。

とくに、来年4月のNATO創立50周年に向けて行われている戦略見直しで、ドイツがNATOの核兵器の第1使用(先制使用)政策の変更を提起しようとしているときに、報告が「第1(先制)不使用」の勧告を出さなかったのは、きわめて残念である。カナダの元軍縮大使で東京フォーラム参加者であるペギー・メイソンは、このことを指摘した。(梅林宏道)

## 国連総会全体会議

## 新アジェンダ決議など採択

前号で、第53回国連総会第1委員会(軍縮)に提出された主要な核軍縮決議を紹介し、その投票結果を報告した。それらは、12月4日に一斉に総会本会議に提出され、採択された。

### 新アジェンダ決議(決議A/53/77Y)

第1委員会の場合と同じく決議全体の投票のまえに、主文第8項(NPT非加盟国の加盟)、主文第17項(法的拘束力のある消極的安全保障)についての個別投票が行われた。米国、ロシア、フランス

は、個別投票に反対して参加しなかった(棄権投票とは異なる)。3ページの表には決議全体の投票結果のみを示した。

個別投票の結果は、

●主文第8項：賛成160、反対3、棄権2  
反対は、印、パ、イスラエルである。

●主文第17項：賛成156、反対1、棄権5  
反対は、米、仏、ロが投票しなかつたため、イギリスのみである。

決議全体への投票結果は表のとおり。

7ページ左中段へつづく→◆

# 後退した日本決議

第1委員会での採決のまえに、日本のいわゆる「究極的核廃絶決議」が修正されたことは前号に述べた。修正された決議草案の全文を7ページに掲載した。修正された理由を以下に解説する。

●まず、日本単独提案であった決議が、15カ国共同提案となった。これは、単独提案として日本独自の立場を強調してきた経過を考えると重要な路線変更である。路線変更によって、何を得ようとしているのか明確ではない。うがった見方をすると、新アジェンダ決議が登場したことによって、孤立することをおそれた選択であるかもしれない。カナダやニュージーランドが共同提案国になったことによって、これら積極軍縮国と日本がより近

づくとすれば、喜ばしいことである。

●前文第2段落：インド、パキスタンを非難した国連安保理決議1172を引用することを止め、印パ非難を抽象的な文言に変えた。印パ非難の急先鋒であった日本が、自国の決議の反対票を避けるために後退したことは滑稽な気がする。結果として、印パは反対せず棄権した。

●主文第4段落3項：修正前には、カットオフ(フィスパン)条約に続く次の課題についての多国間の議論を求める内容であった。修正によってカットオフ(フィスパン)条約が成立するのを待つことなく、新しい課題についての多国間協議の必要性が明確になった。この修正は改善と言えるであろう。

●主文第4段落5項：修正前には、米ロ2国だけではなく5つの核兵器国が、適切な段階に核兵器削減交渉を始めるこ

## ピースデボ第2回総会 ピースデボ法人化を決定

12月6日、横浜市開港記念会館で「平和資料協同組合(ピースデボ)第2回総会」が開会され、1998年事業報告、財政報告と決算見通し、1999年度事業計画と予算が承認されました。

また、NPO法施行にともない、ピースデボを法人として設立する意思が、正式に決定されました。

を求めていた。これは、日本政府が今年の目玉として自慢していた部分であるが、米国などが抵抗したため、あいまいな内容に修正してしまった。修正後には5カ国が一つのテーブルで交渉を開始するという意味に理解する必要がなくなった。

## 国連総会本会議での投票結果

編集部注：全体投票のみの結果。各々につき部分投票が行われた。

1998年12月4日

- ◆新アジェンダ決議案 y:114 n:18 a:38 欠:7
- ◆マレーシア決議案 y:123 n:25 a:25 欠:4
- ◆日本決議案 y:160 n:0 a:11 欠:6

y=賛成  
n=反対  
a=棄権  
—=欠席

国名	(新) ア ジ エ シ ア (日 本 決 決 議 議 案 案)	コモロ	コモロ	ハンガリー	ハンガリー	モンゴル	モンゴル	シエラレオネ	シエラレオネ
アフガニスタン	y y y	コモロ	y y y	アイスランド	a a y	モロッコ	y y y	シンガポール	y y y
アルバニア	a n y	コンゴ	y y y	インド	n y a	モザンビーク	y y y	スロバキア	n n y
アルジェリア	a y a	コスタリカ	y y y	インドネシア	y y y	ミャンマー	a y a	スロベニア	a n y
アンドラ	a n y	コートジボアール	y y y	イラン	y y a	ナミビア	y —	ソロモン諸島	y y y
アンゴラ	y y y	クロアチア	a a y	イラク	y —	ネバール	y y y	ソマリア	
アンティグア・バーブーダ	y y y	キューバ	y y a	アイルランド	y y y	オランダ	a n y	南アフリカ	y y y
アルゼンチン	a y y	キプロス	y a y	イスラエル	n n a	ニュージーランド	y y y	スペイン	a n y
アルメニア	a a y	チエコ	n n y	イタリア	a n y	ニカラグア	y y y	スリランカ	y y y
オーストラリア	a a y	朝鮮民主主義人民共和国	— y a	ジャマイカ	y y y	ニジエール	y y y	スードン	y y y
オーストリア	y a y	コンゴ民主主義共和国	— y y	デンマーク	a a y	ナイジエリア	y y y	スリナム	y y y
アゼルバイジャン	y a y	ジンバブエ	y y y	ジブチ	y y y	ノルウェー	a a y	スワジランド	y y y
バハマ	y y y	ドミニカ共和国	— — —	ドミニカ	— — —	オマーン	y y y	スウェーデン	y y y
バーレーン	y y y	ドミニカ共和国	y y y	エジプト	y y y	パキスタン	n y a	シリア	y y y
バングラデシュ	y y y	エクアドル	y y y	エジプト	y y y	パラオ	— — —	タジキスタン	a a y
バルバドス	y y y	エジプト	y y y	エジプト	y y y	パナマ	y y y	タイ	y y y
ペラルーシ	y a y	エルサルバドル	y y y	エジプト	a a y	パプアニューギニア	y y y	旧ユーゴ・マケドニア	a a —
ベルギー	a n y	エルサルバドル	y y y	エリトリア	y y y	パラグアイ	y y y	トーゴ	y y y
ベリーズ	y y y	赤道ギニア	y y y	エリトリア	y y y	ペルー	y y y	トリニダード・トバゴ	y y y
ベニン	y y y	エリトリア	y y y	エストニア	n a y	フィリピン	y y y	チュニジア	y y y
ブータン	a y a	エリトリア	y y y	エチオピア	y y y	ポーランド	n n y	トルコ	n n y
ボリビア	y y y	エチオピア	y y y	エチオピア	y y y	ポルトガル	a n y	トルクメニスタン	— a y
ボスニア・ヘルツェゴビナ		フィジー	y y y	リビア	y y —	カタール	y y y	ウガンダ	y y y
ボツワナ	y y y	フィンランド	a a y	リビエンシュタイン	y a y	リトアニア	n a y	ウクライナ	a y y
ブラジル	y y y	フランス	n n y	リトアニア	n a y	韓国	a a y	アラブ首長国連邦	y y y
ブルネイ	y y y	ガボン	y y y	ルクセンブルグ	a n y	モルドバ	a a y	連合王国	n n y
ブルガリア	n n y	ガンビア	y y y	マダガスカル	y y y	ルーマニア	n n y	タンザニア	y y y
ブルキナファソ	y y y	グルジア	a a y	マラウイ	y y y	ロシア	n n y	アメリカ合衆国	n n y
ブルンジ	y y y	ドイツ	a n y	マレーシア	y y y	ルワンダ	y y y	セントクリストファー・ネイビス	y y y
カンボジア		ガーナ	y y y	モルディブ	y y y	セントルシア	y y y	ウルグアイ	y y y
カーメルーン	y y y	ギリシャ	a n y	マリ	y y y	セントルシア	y y y	ウズベキスタン	a a —
カナダ	a n y	グレナダ	y y y	マルタ	y y y	セントピエール・グレナディーン	y y y	バヌアツ	y y y
カーボベルデ	y y y	グアテマラ	y y y	マーシャル諸島	a y y	サモア	y y y	ベネズエラ	y y y
中央アフリカ	y y y	ギニア	y y y	モーリタニア	y y y	サンマリノ	y y y	ベトナム	y y y
チャド	y y y	ギニアビサウ	y y y	モーリシャス	a y a	サントメ・プリンシペ	y y y	イエメン	y y y
チリ	y y y	ガイアナ	y y y	メキシコ	y y y	サウジアラビア	y y y	ユーロースラビア	
中華人民共和国	a y y	ハイチ	y y y	ミクロネシア	a — y	セネガル	y y y	サンビア	y y y
コロンビア	y y a	ホンジュラス	a y y	モナコ	n n y	ジンバブエ	— y y	ジンバブエ	y y y

# 「カナダと核兵器の挑戦」

## 勧告1 基本原則

カナダの外交関係の、政治、軍事、通商すべての側面にまたがる横断的枠組みのなかにおいて、カナダ政府は、その核不拡散・軍備管理・軍縮政策を導く次のような基本原則を採用すべきであると、本委員会は勧告する。

つまり、核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために、カナダは一貫して働く。

## 勧告2 国民の合意形成措置

この基本原則を実行するため、カナダ政府はその核不拡散・軍備管理・軍縮政策と他のすべての国際関係とのあいだの関連を説明する政策文書を発表すべきである。さらに、カナダ政府は、一般市民や議員にこの分野における進展を知らせつづけることによって将来の合意形成の基礎をつくる過程を確立しなければならない。とくに次のような措置を含む。

\*国連人権委員会の年次会議の前の、非政府組織や市民社会の代表とともに開催されるような形の年次準備会議。この会議は、たとえばカナダ外交政策開発センターが主催して開催する。

\*国連軍縮大使が本委員会に毎年公開で出席する。

\*外務・貿易省と国防省のあいだの調整を強化する。その第一歩として、多国間の核不拡散会議へのカナダ代表団に国防省代表を含める。

## 勧告3 新アジェンダ連合等との協力と核兵器廃棄への交渉開始

カナダ政府は、NATO同盟国や新ア

ジェンダ連合諸国のような国々と協力して、核軍縮の過程を前進させる努力を強化すべきである。この目的のために、平和と安全保障への影響はもちろん、核兵器のもっている人道上、環境上、経済的コストについて、一般市民からの意見表明を奨励したり、一般市民に知らせたりしなければならない。

さらに政府は、核兵器の廃棄に導くような交渉の開始とその締結を、核兵器国が明確に誓約するよう奨励しなければならない。オタワ・プロセスから教訓を引き出し、政府はまた、核軍縮過程を進展させる革新的な措置を検討すべきである。

## 勧告4 民生核技術の再検討

核技術の民生利用についてカナダ国民により多くの情報を提供するとともに、より多くの一般市民の意見をこの分野の

## 勧告6 STARTの推進

米国とロシアがSTART(戦略兵器削減交渉)プロセスを継続することを奨励するため、カナダ政府は可能なあらゆる行動をとるべきである。とくに、カナダはロシアがSTART IIを批准することを奨励し、その目的を達成するための具体的な支援を提供し、ロシアの政治的、経済的安定性の増加を保証するための同好諸国がロシアと協力するよう奨励すべきである。さらにカナダは、米ロ両国がそれぞれの核兵器態勢を前進的かつ相互主義的に改良するよう促すべきである。

## 勧告7 NORADホットライン

核兵器の安全性と安定性を増すのに貢献することを考え、またコンピューターの2000年誤動作(バグ)の可能性に対処

政府政策に受け入れるための追加的措置をカナダ政府は探求すべきである。これを達成するための一つの措置として、カナダ議会は、カナダの民生用核技術の国内利用と輸出について、別個の掘り下げた調査を行うべきであると、本委員会は勧告する。

## 勧告5 警戒体制解除の支持

核兵器の安全性と安定性を増加させるために、そして核兵器の廃棄というより大きな目標にむかって前進する一つの措置として、カナダ政府は、すべての核戦力(国連安保理常任理事国と三つの核兵器能力国)の核兵器を含む)の相互主義と検証に裏うちされた警戒体制解除という概念を支持し、これら政府がそれを実行するよう奨励すべきである。

する必要性を考慮して、カナダ政府は、米国およびロシアと協力して、ロシアのミサイル早期警戒システムを補完し強化するためにNORAD(北米宇宙防衛司令部)ホットラインの設立可能性について、さらなる探求をすべきである。カナダはまた、このような機構を他の核兵器能力国を含むように拡大する考えを、強く支持すべきである。

## 勧告8 MOX燃料の選択肢を放棄

カナダでMOX燃料を燃やすという選択肢はまったく妥当性を欠くものであるから、カナダ政府はこの考えを避けるべきであり、他の国々の政府と協力して余剰核分裂物質の問題にひきつづいて対処してゆくべきであると、本委員会は勧告する。

(勧告の見出しが編集部による。また、各勧告は「本委員会は勧告する」という文体で書かれているが、「勧告1」のみ、それにしたがって訳した。「勧告2」以降はその表現を省略した。)

# 勧告のリスト(全訳)

## 勧告9

### 英、仏、中への要求

核不拡散条約(NPT)下の核兵器国としての責任において、また、国連常任理事国としての責任において、英國、フランス、中国の各政府が次のことを行うようカナダ政府が奨励すべきである。つまり、それぞれの貯蔵核兵器、核分裂物質および核ドクトリンについて透明性を高めること、ジュネーブ軍縮会議(CD)において核軍縮問題についての実質討議を求めるカナダやその他の国の人々の要求を支持すること、米国やロシアとともに、できるだけ早期に核兵器削減交渉に入る準備の措置を探求すること、である。

## 勧告10

### 中東と南アジア

カナダ政府は、南アジアおよび中東の根本にある地域安全保障問題を改善しようとするすべての国際的努力を継続して支援すべきである。同様の国々と協力しながら、信頼構築のために、これらの地域の国家間の交通と協力をただちに増加することの地域的および世界的な安全保障上の利益を強調することにおいて、カナダ政府はもっと能動的な役割を果たすべきである。

両地域において——最近の核実験を考えると、とりわけ南アジアにおいて——カナダは次のことを強調すべきである。つまり、核兵器計画を凍結すること、包括的核実験禁止条約(CTBT)に加盟し核分裂物質生産禁止条約(FMCT)の交渉に参加すること、非核兵器国としてNPTに加盟すること。

## 勧告11

### 生物・化学兵器禁止条約の強化

カナダ政府は、化学兵器、生物兵器、ミサイル・システムの拡散を阻止し、検証のための適切な財源を確保するための

国際的努力を強化するようとり組むべきである。検証議定書の交渉を通じて生物・毒素兵器条約を強化すること、また、化学兵器禁止条約の実施を支援し続けることに加えて、カナダ政府はオーストラリア・グループやミサイル技術管理体制の有効性のみならず、テロリストによる生物・化学兵器の取得を阻止するための情報や法の執行についての協力を強化する方法を調査すべきである。

## 勧告12

### 新模範議定書の普及

カナダ政府は、国際原子力機関(IAEA)の新模範議定書に調印することに

## 勧告14

### 国際的核軍縮の課題

カナダ政府は、NATO参加国のような同好の国と協力して、世界的な軍縮・安全保障の課題を前進させるための努力を強化すべきである。課題には次のようなものがある。

\*カナダは、世界的な核兵器不拡散体制の中心としてNPTを支持することを再確認すべきである。また、インド、パキスタンをNPTのものとの核兵器国と認定するようなNPTの改訂を拒否すべきである。カナダはまた、NPTの再検討過程を強化するという約束を核兵器国に尊重させる努力を継続すべきである。このことによって、2000年の再検討会議において新しい「核不拡散のと核軍縮に対する原則と目標」を作成することが可能になるであろう。

カナダは、できるだけ早くCTBTの批准プロセスを完了させ、他のすべての国にも批准を督促すべきである。万一、インド、パキスタンがCTBTを無条件に受け入れることを拒否し

よって国際的保障措置体制を強化したが、他の国も同様にするよう政府の権限においてできるあらゆる手段を講じて説得すべきである。将来他の国と原子力協力協定を締結するときには、その前にその国が少なくとも新模範議定書を選択するよう、カナダは要求すべきである。

## 勧告13

### 原子力協力協定の見直し

カナダ政府は、すべての原子力協定の適用を再検討するために毎年会合し、会合の結果を議会に報告すべきである。

たとしても、条約が法的に発効するように国際社会が保証するようカナダは奨励すべきである。

\*核不拡散と核軍縮の両方に役立つような広義のFMCTのために、カナダは来るべき交渉において、ジュネーブ軍縮会議(CD)で強力な役割を果たすべきである。

\*1993年にドイツによって提案されたような、核兵器と核分裂物質の両方をカバーする核兵器登録制度の確立を、カナダは支援すべきである。

\*カナダは核軍縮条約締結の要求を支持すべきである。

## 勧告15

### NATO核戦略の見直し

NATOの同盟戦略概念についての現在の再検討や必要な更新は、核問題を含むべきであるという議論を、カナダ政府はNATO内で強力に展開すべきである。(訳:梅林宏道)

# Canada refuses to

## U.S. on nuclear weapons

Ottawa's decision

# 核兵器問題でカナダが米国支持を拒否

## 一国連での棄権投票という政府決定は合衆国の外交的敗北とみられる

ジェフ・サロット(議会局、オタワ)

カナダとドイツのリードによって、NATOの大多数の諸国は昨日、国連総会において論争中の核軍縮決議に関して、大きな外交的逆転を合衆国に与えた。

カナダ、ドイツおよび北大西洋条約機構(NATO)加盟の他の10カ国は、核兵器廃絶のための速やかな交渉を要求する決議への反対投票をせまる合衆国の強圧に屈せず、棄権を実行した。

合衆国の強い反論にもかかわらず、国連加盟国は法的拘束力のないこの決議採決の投票で、賛成97、反対19を投じた。12のNATO諸国の棄権に加え、太平洋地域における合衆国の無二の同盟国である日本の棄権も含めると、棄権は総計32になる。

この投票結果は実際問題としては論じられず、またこの決議は何らかの法的強制力をもつものではない。だが、カナダおよびNATOに属する他の国々が、合衆国政府の指図に従うのを拒否したという事実が、国連外交団の多くを驚愕させた。合衆国と同調の投票をしたのは、トルコのほかNATOの二つの核兵器保有国であるイギリスとフランスだけだった。

棄権は、核兵器政策に関する同盟国内の深刻な亀裂を糊塗し、面子を保つための手段にすぎない、と数人の西側外交団はのべている。

ワシントンのシンクタンクであるhenry-L·スチムソンセンター所属の軍備管理問題専門家、キャスリーン・フィッシャー氏は、この投票結果は、カナダおよび西欧の非核諸国がNATOの核抑止論を修正する力をもちうることを示唆している、とする。

NATOの防衛政策はこの冬に再検討され、改定された戦略ドクトリンは4月のサミットで完成されることになっている。

「昨日の投票は、自国の核兵器を永久に保有したいと望んでいるらしいNATOの核保有国にとっては驚愕的な敗北であった」と、ビル・ロビンソン氏はのべている。ロビンソン氏は、国内の教会が支援するカナダの平和グループ、「プロジェクト・プラウシェア」のアナリストである。彼は、紛争の際にNATOが核兵器を最初に使用する側になりうると規定している、NATOのドクトリンを修正する良いチャンスが到来しているようだ、とする。「カナダが賛成の投票をするのを見られれば素晴らしいだろう。しかし、棄権することがNATOの他の11カ国をも説得し、棄権させることの代償であったなら、—実際にそうだったのだが—棄権は適切な取り引きだったと私は評価する」とロビンソン氏は話す。

合衆国政府関係者は、投票の前にNATO諸国が棄権すれば、侵略しようとする者たちにたいして、同盟の結果について誤った信号を与えることになるとのべている。またスウェーデン、アイルランドおよびメキシコがリードする国家連合によってくみ立てられたこの決議は、まったくの傷物である。なぜなら、冷戦終結後にすでに実行されている核軍縮の前進を認識していないからだとも語っている。

「合衆国はこの問題に関しては考えを変えることはまったくないだろう」とカリフォルニアの国際金融問題研究所に勤務するカナダ出身のアナリスト、タリク・ラウフ氏はのべている。また、核軍縮

について語る資格があるのは核保有国だけだと合衆国政府は信じているとラウフ氏は言う。

カナダのマーク・モーハー軍縮大使は国連で、この決議は未熟なのでカナダは支持できない、カナダ政府は核政策問題に関する議会の委員会からの報告を待っていると語っている。しかし「カナダ国民は核軍縮と核不拡散への明確な約束をしている」とモーハー大使はのべている。

外交筋によると、ロイド・アクスワーゲー外務大臣は今秋のはじめ、もしNATO内に同調する国が一ヵ国見つかればこの決議に賛成の投票をすることを考えていた。しかし、伝統的な同盟の団結によってそのようにオープンな亀裂は妨げられた。カナダ外交団は最近、西欧諸国と棄権の可能性について広範に議論した。アクスワーゲー外相は水曜日にボンに秘かに入り、プライベートな朝食会でドイツの仲間であるジョシュカ・フィッシャー外相と棄権の戦略について議論した。

この二国が合衆国、イギリス、フランス政府にたいし頑固に抵抗する姿勢により、NATOの中のためらっていた国々の決心が強固なものになった、と外交筋は語る。

カナダ、ドイツのほかにNATOの中で棄権したのはオランダ、ノルウェー、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、ベルギー、ルクセンブルグ、アイスランド、イタリア、デンマークだった。

合衆国、イギリス、フランス、トルコに同調の投票をしたのは、この春にNATOに加盟する予定のポーランド、ハンガリー、チェコ共和国の三ヵ国であった。

(訳:河東あや、川崎哲)

## 究極的核廃絶にむけた核軍縮

総会は、

1994年12月15日の総会決議49/H、1995年12月12日の総会決議50/70C、1996年12月10日の総会決議51/45G、および1997年12月9日の総会決議52/38Kを想起し、

核不拡散の世界的な体制を強化しようとする国際的努力への挑戦である最近の核実験に留意し、

戦略兵器削減条約(START II)の早期発効を期待するとともに、クリントン・アメリカ合衆国大統領とエリツィン・ロシア連邦大統領によって発表された、核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明を歓迎し、

その他の核兵器国による備蓄核兵器削減努力、ごく最近では、大ブリテンおよび北アイルランド連合王国による努力を歓迎し、

ブラジルの核不拡散条約(NPT)加盟もまた歓迎し、

核軍縮の進展が、国際の平和と安全を保証する核不拡散体制の強化に資するとの確信を再確認し、

ジュネーブ軍縮会議(CD)が、1995年の専門コーディネーターの報告書およびそこに含まれるマンデートに基づいて、非差別的で、多数国が参加し、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核

**共同提案国:**オーストリア、ベルギー、カナダ、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ノルウェー、ルーマニア

爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約を交渉する特別委員会の設置を決定したことを歓迎し、

1. NPTの普遍性確立の重要性を再確認するとともに、同条約の非締約国に対し、遅滞なく無条件に加盟することを求める。
2. すべてのNPT締約国が、同条約による義務を履行することの重要性もまた再認識し、
3. 核兵器国による、核兵器の廃絶を究極的目標として世界的に核兵器を削減する体系的かつ漸進的努力の決然たる追求と、すべての国による、厳格で効果的な国際管理の下における全面完全軍縮の追求を求める。
4. 核兵器の廃絶という究極的目標を達成するために、以下の措置を追求することの重要性と必要を再認識し、
  - ・包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた、すべての国による同条約の早期署名と批准、および、同条約発効までの間の核実験の中止
  - ・CDにおける、専門コーディネーターの報告書およびそこに含まれるマンデートに基づく、非差別的で、多数国が参加し、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核

分裂物質の生産禁止条約の交渉の早期締結

- ・核軍縮および核不拡散に関する可能な将来の措置に関する多国間での議論
- ・START IIの早期発効、およびロシア連邦とアメリカ合衆国によるSTART III交渉の早期開始と締結
- ・5つの核兵器国による備蓄核兵器の一方的および交渉を通じての削減へのさらなる努力
- 5. 核兵器国に、国際連合加盟国に対して、核軍縮に関する前進と努力についての適切な情報提供を継続するよう促し、
- 6. 核兵器の解体における進行中の努力を歓迎するとともに、解体された核兵器から生じる核分裂物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、
- 7. すべての国に、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散防止のための努力を強めること、そして必要とあれば、これらの兵器につながる可能性のある装備品、原材料、技術を輸出しないとの各國の政策を確認し強化することを求める。
- 8. すべてのNPT締結国に対し、2000年に開催される予定の次回の再検討会議の成功のため、最大限の努力を払うこともまた求め、
- 9. 核不拡散・核軍縮に関する適切な諸フォーラムで、引き続き真剣な討議が行われることを奨励する。

(訳:吉澤庸子、川崎哲)

◆← 2ページからつづく

●決議全体:賛成114、反対18、棄権38

全体決議の投票結果は、アルメニアが反対から棄権に回ったほかは、反対投票をした国は第1委員会の場合と変わらなかったことを示している。いっぽう、第1委員会に席をもたない国のは多くは、賛成票を投じ、賛成は97から114に増加した。トルコ以外のすべてのNATO非核兵器国(12カ国)は、「反対せよ」との米国などの強い圧力にもかかわらず、「棄権」の態度を変えなかった。

前号に報じたように、この結果はカナダの功績に負うところが大きい。カナダの有力紙『グローブ・アンド・メール』は、第1委員会投票の翌日、「米国の敗北」という見出しの1面記事を載せた。興味深いので、その全訳を6ページに掲載した。

日本政府もまた、新アジェンダ決議に棄権した。

**マレーシア決議(決議A/53/77W)**

国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見

にしたがい、1999年中に核兵器禁止条約に通じるような交渉の開始を要請する決議である。

決議全体の投票のまえに、主文第1項(交渉とそれを完了させる義務)の部分投票が行われた。3ページの表には、全体投票のみ掲載した。

●主文第1項:賛成159、反対4、棄権8  
反対は、米、仏、ロシア、モナコであり、イギリスは棄権した。

●決議全体:賛成123、反対25、棄権25

中国が賛成した他は、核兵器国はすべて反対した。インドは反対し、パキスタンは賛成した。日本は今年も棄権した。

(社民)●鎌田要人(自民)●笠原潤一(自民)

4月21日(火)

[交通・情報通信委員会]

●筆坂秀世(共産):新ガイドラインー海運事業者輸送協力／港湾使用と自治体

4月22日(水)

[本会議]

●谷垣禎一(科学技術庁長官):原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法一部改正法案趣旨説明

●小林元(民友):原子力の開発利用と安全確保ー原子力基本法等一部改正法案／動燃／ブルサーマル計画／廃棄物処分／原子力発電所の高経年化対策／情報公開

●松あきら(公明):原子力の開発利用と安全確保ー原子力基本法等一部改正法案／地球温暖化防止対策／情報公開／高速増殖炉／動燃

4月23日(木)

[外交・防衛委員会]

### 国会レポート

第142回通常国会

参議院(1998.4.20~4.30)

第144回臨時国会会期:98年11月27日~12月14日。

第145回通常国会:99年1月19日開会予定。

(作成:佐藤毅彦)

(注)4月27日から民主党が発足

4月20日(月)

[国際問題に関する調査会]

◇討論:アジア太平洋地域の安定と日本の役割

- 板垣正(自民)●松前達郎(民友)●上田耕一郎(共産)●永野茂門(自由)●南野知恵子(自民)●魚住裕一郎(公明)●寺澤芳男(民友)●笠井亮(共産)●岡崎トミ子(民友)●高野博師(公明)●広中和歌子(民友)●山崎力(平成)●大脇雅子

- 鈴木正孝(自民):①日露関係-北方領土/日露首脳会談:②日英原子力協力協定-新協定の趣旨:③北朝鮮核開発疑惑-IAEAの保障措置
- 竹村泰子(民友):日英原子力協力協定-再処理委託と環境汚染/国内再処理/平和利用
- 高野博師(公明):①日英原子力協力協定-最終処分:②日露関係-北方領土
- 立木洋(共産):①日英原子力協力協定-高速増殖炉/再処理/最終処分:②民生用国際宇宙基地協力協定-平和目的
- 佐藤道夫(二ヶ):周辺事態措置法案-周辺事態/船舶検査
- ◇採決:日英原子力協力協定→可決、民生用国際宇宙基地協力協定→可決
- 小渕恵三(外務大臣):日中漁業協定趣旨説明  
[文教・科学委員会]
- 小林元(民友):①宇宙開発事業団法一部改正法案-平和利用:②日露関係-宇宙開発協力
- 松あきら(公明):宇宙開発事業団法一部改正法案-宇宙開発事業団の開発体制
- 阿部幸代(共産):宇宙開発事業団法一部改正

法案-地球観測センターシアン漏洩/宇宙開発事業団の開発体制

●扇千景(自由):宇宙開発事業団法一部改正法案-宇宙開発事業団の開発体制

●谷垣禎一(科学技術庁長官):原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法一部改正法案趣旨説明

[交通・情報通信委員会]

●筆坂秀世(共産):新ガイドライン-海運事業者の輸送協力/港湾使用と自治体

4月24日(金)

[本会議]

●及川順郎(公明:外交・防衛委員長):①日英原子力協力協定委員会審議報告:②民生用国際宇宙基地協力協定委員会審議報告

●大島慶久(自民:文教・科学委員長):宇宙開発事業団法一部改正法案委員会審議報告

◇採決:日英原子力協力協定→承認、民生用国際宇宙基地協力協定→承認、宇宙開発事業団法一部改正法案→可決

◇◆◇◆◇◆

# 年末カンパをお待ちしています。

小口・大口いずれも大歓迎です。

## 日誌

1998.11.21~12.5

(作成:笠本丘生、田中利昌)

CTBT=包括的核実験禁止条約/DOD=国防総省/IAEA=国際原子力機関/NATO=北大西洋条約機構/PCB=ポリ塩化ビフェニール/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/STAR T=戦略兵器削減条約/WB=ホワイト・ペーパー

- 11月21日 クリントン大統領、韓国・金大統領と会談。北朝鮮の地下核施設疑惑解明のための査察実現にあらゆる措置とすることで一致。
- 11月23日 米DOD、「東アジア戦略報告」改訂版発表。印パ核実験など核不拡散体制の脅威に触れる一方、基本政策の枠組みに変更なし。
- 11月23日 米DOD、クリントン政権に、保有核弾頭数をSTART I上限の6,000発より一層の削減を勧告、と明らかに。
- 11月23日 米国務長官、独国防相との会談で「NATO核戦略見直しありえぬ」と強調、フィッシャー外相が提唱予定の核第一使用放棄にクギ。
- 11月24日 米国防長官、独国防相と会談。核の第一使用の選択肢確保するNATO核戦略変更しない、との点で一致。
- 11月24日 国連軍縮長崎会議開会。23カ国約100名参加。27日まで。
- 11月25日 独新連立政権フィッシャー外相、NATOソラナ事務総長と会談。「核の第一(先制)使用」放棄含むNATOの新安全保障構想提唱。
- 11月25日 冷戦時代、米製造の核弾頭13個以上が事故などにより世界各地で紛失、現在も行方不明。解禁米軍公文書とともに米専門家語る。
- 11月26日 国連軍縮長崎会議、「長崎を最後の被爆地に」とのメッセージ織り込む決議採択。決議採択は今回が初。

●11月28日 核貯蔵受け持つ米DOD特別兵器局、外部機関の検証怠ったまま「2000年問題」の対応終了との報告、と明らかに。

●11月30日 韓国・金大統領、IAEA事務局長と会談。北朝鮮の地下核施設疑惑解明のため協力で一致。

●12月1日 クリントン大統領、対印パ制裁緩和の大統領決定に署名。CTBT署名やミサイル配備停止めぐる交渉進展を狙う。

●12月3日 口下院運営協議会、START II批准承認法案の扱い協議、大統領が内容受け入れれば来年早々にも本格審議入りの方針固める。

●12月3日 パ・シャリフ首相、CTBT署名には制裁の全面解除が条件との考え強調。

●12月3日 小渕首相、来日中のアルゼンチン大統領と会談。両国の核兵器不拡散での協力で一致。

●12月4日 核物質関連施設申告義務や疑惑施設の査察可能にするIAEA追加議定書の署名を政府が閣議決定。

●12月4日 国連総会本会議、非核7カ国提案の「核兵器のない世界へ—新たな課題の必要性」と日本提案の「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議」採択。(本号参照)

●12月4日 北朝鮮の地下核施設疑惑めぐる同国と米の高官協議開始。大きな進展なし。

●12月4日 国連総会、モンゴルに「非核兵器国の地位」(非核地域に準ず)を投票なしのコンセンサスで承認。一カ国対象の承認は初。

### 沖縄

●11月23日 米国防総省、「東アジア戦略報告」を発表。沖縄県民の負担軽減のため、環境問題解決に力入れる姿勢示す。

●11月23日 国防総省のキャンベル副次官補、「東アジア戦略報告」の新版について沖縄の訓練場地の移転をはじめ、負担軽減も念頭においていることが明らかに。

●11月24日 稲嶺氏、小渕首相らと初会談。沖縄県政策協議会を12月11日に開催することに。

●11月24日付 米軍、PCB投棄問題で県の嘉手

納マリーナへの立ち入り調査の申し入れを拒否。

●11月25日 稲嶺氏、東京都内で経済同友会・牛尾代表幹事、日経連の根本会長らと会談。

●11月27日 恩納村議会、今月12に発生したキャンプ・ハンセン演習場内の山火事に抗議決議と意見書を全会一致で採択。

●12月1日 防衛施設庁、SACOで返還合意された北部訓練場について、返還に向けて調査開始。

●12月1日 キャンベル国防副次官補、普天間飛行場の移設について「今後6ヶ月が重要」と発言。

●12月4日付 米国政府、稻嶺氏が提唱する軍民共用空港案に否定的見解を示していることが明らかに。

●12月2日 キャンプ瑞慶覧からディーゼル燃料が流出。

●12月3日 キャンベル国防副次官補、普天間飛行場の岩国への移設を否定。

●12月4日 嘉手納基地内のPCB投棄問題で、以前に立ち入り調査を拒否された県は、再度米軍に立ち入り許可の申請書を提出。

●12月4日 キャンプ・ハンセン内演習上内で山火事が発生。

●12月5日 WBにスブルーアンス級駆逐艦オブライエンなど5隻の艦船の入港を確認。

◇◆◇◆◇◆

### 読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

**ピースデボの会員になって下さい。**この「核兵器・核実験モニター」の発行(月2回)をはじめ、平和問題のさまざまな調査研究に取り組んでいる平和資料協同組合(ピースデボ)の会員になって下さい。会員には、「モニター」と「会報」が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)会員にならば「核兵器・核実験モニター」の購読のみも可能です。その場合は、年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデボ)、川崎哲(ピースデボ)、笠本丘生(ピースデボ)、田中利昌、青柳絢子、佐藤毅彦、河東あや、梅林宏道